

## 1 地域公共交通網形成計画とは

【関連法令】：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

【背景】：人口減少や高齢化が進展するなか、地域社会の活力を維持・向上させるためには、地域公共交通が果たす役割が増大

- ・地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活に必要な移動手段の確保
- ・コンパクトシティの実現のため、拠点間を結ぶ交通ネットワーク網の構築
- ・観光客などの来訪者との交流の活発化

【計画】：地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意のもとで、まちづくりと一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成する計画を作成

- ・コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- ・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

◎岡崎市の望ましい公共交通のすがたを明確にするマスタープランとして計画

【留意点】：地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、立地適正化計画と連携を図ること。

立地適正化計画で誘導策を事前明示、民間が取り組みやすい環境を整備

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

歩行空間や自転車利用環境の整備

公共交通沿線への居優誘導

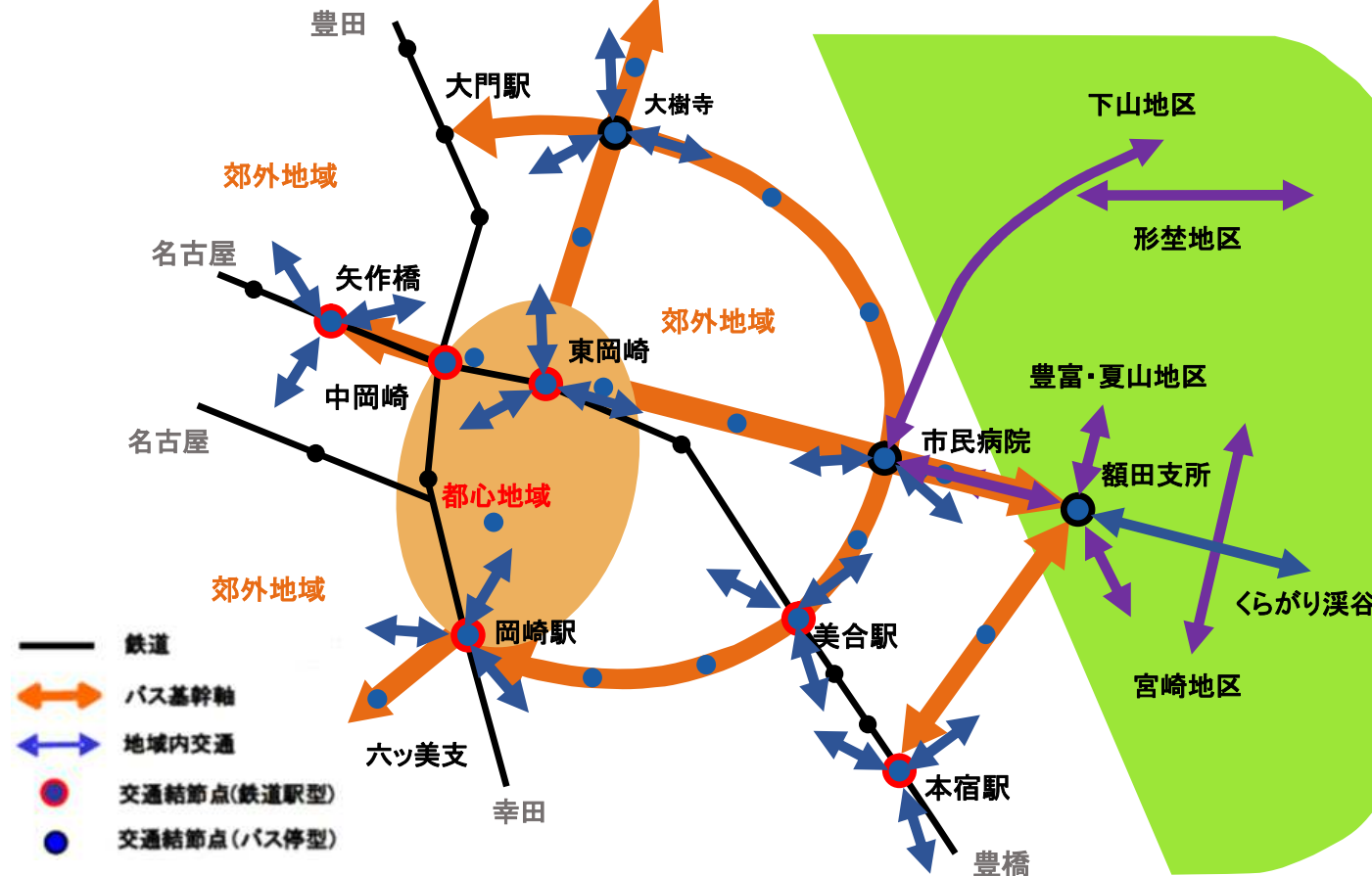
地域公共交通再編実施計画により拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークを形成

拠点間を結ぶ交通サービスを充実、バス乗換拠点の整備

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー等によるフィーダー（支線）輸送

### ◆岡崎市総合交通政策におけるバス等連携ネットワークイメージ

都心地域、交通結節点、及び地域生活拠点をバス基幹軸で結び、地域内交通（フィーダー軸）へ繋げる。



## 2 岡崎市まちなか総合交通戦略とは

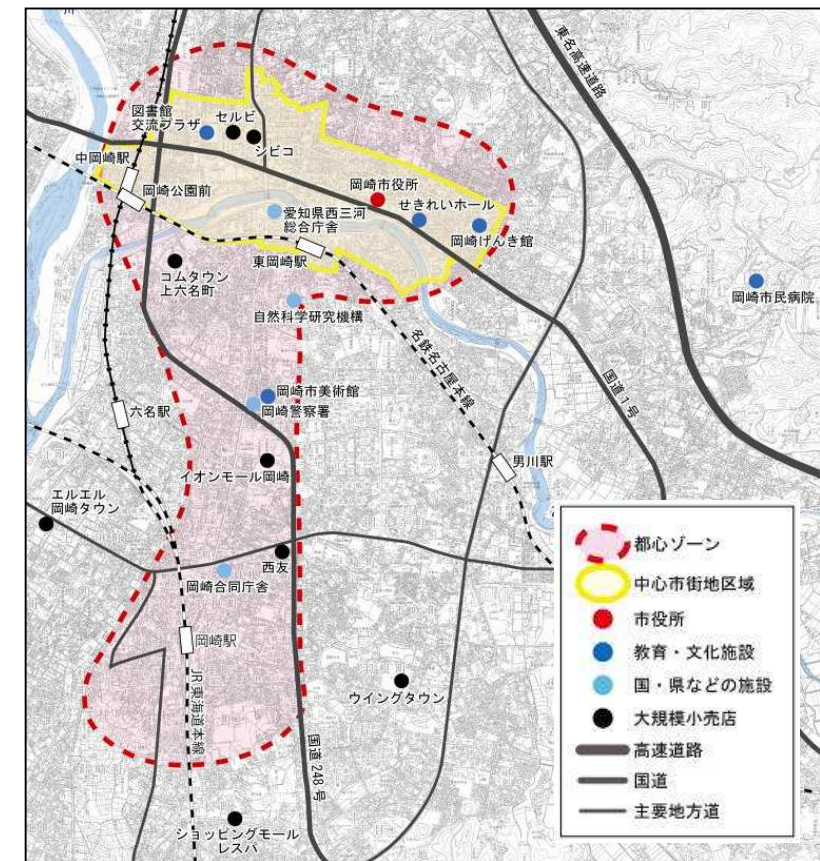
【関連法令】：都市・地域総合交通戦略要綱

【位置付け】：総合交通政策で示された施策について、まちなかにおけるハード・ソフト両面からなる交通施策をパッケージとして戦略的に展開するための事業プログラムを策定する。

【計画期間】：平成23年度から平成32年度（23年3月に策定済）

各施策の実施期間を二つに分け、平成23～27年度をステージ1、平成28～32年度をステージ2とし、ステージ1の最終年度になる本年度に中間評価を行う。

【計画区域】：総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、岡崎市の中心市街地を含む都市機能の集約化を進める康生地区～東岡崎駅周辺地区～岡崎駅周辺地区の都心ゾーン及び都心ゾーンにおける各種施策・事業が関連する区域をまちなか総合交通戦略の区域としている。



【中間評価】：本計画は、「岡崎市まちなか総合交通戦略策定協議会」で策定したが、評価等は、「岡崎市交通政策会議」において、PDCAサイクルに基づく成果目標及び事業進捗の達成度を踏まえ、必要に応じて個別施策・事業の見直しに取り組むものとする。

まちなか総合交通戦略の基本目標

**基本目標Ⅰ** 人にやさしく安全安心な交通体系の整備

**基本目標Ⅱ** まちの魅力を高め活気づける交通体系の整備

**基本目標Ⅲ** 環境にやさしい交通体系の整備

**基本目標Ⅳ** 円滑で快適な交通体系の整備